

整備管理者制度の概要

- 整備管理者制度は、事業場における点検・整備を徹底することにより事故の防止、環境の保全を図ることを目的。
- 保守管理について特に専門的知識が必要と認められる自動車について、一定台数以上のものの使用の本拠ごとに、整備管理者の選任を義務づけ。整備管理者を選任したときは、15日以内に地方運輸局長に届出を義務づけ。

| | | 事業用 | レンタカー | 一般自家用 | 軽貨物運送事業 |
|-----------|------------|-----|-------|-------|---------|
| バス(30人以上) | | 1両 | | | / |
| バス(29人以下) | | 2両 | | | |
| 乗車定員10人以下 | 車両総重量8トン以上 | 5両 | | | |
| | 車両総重量8トン未満 | 10両 | | | |

(整備管理者の主な権限)

- 日常点検の実施方法を定める。
- 日常点検の結果に基づき、運行の可否を決定する。
- 定期点検を実施する。
- 随時必要な点検を実施する。
- 点検の結果必要な整備を実施する。
- 定期点検と整備の実施計画を定める。
- 点検及び整備に関する記録簿を管理する。
- 自動車車庫を管理する。
- 点検及び整備等に関し、運転者、整備員等を指導・監督する。

(整備管理規程)

- 整備管理者は、整備管理規程を定め、これに基づき業務を行う必要がある。